### 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の 加入者の医療費などを免除

豪雨により被災した国民健康保険・後期高齢者医療 保険・介護保険の加入者の医療費・介護サービス費(一 部負担金)を免除します。また、すでに支払った場合 は還付します。

### 医療費などの免除

医療機関や介護サービス事業所などの窓口で申し 出れば、医療費・介護サービス費(一部負担金)が免除 されます。

※後日、市から確認を行う場合があります。

### 医療費などの還付(すでに支払った場合)

申請期限 支払った日の翌日から2年を経過するま で

受付場所 保険医療課、高齢者福祉課(いずれも市役 所本庁1階)、各支所

用意する物 医療機関などの領収書、被保険者証、通 帳、印鑑、被災(り災)証明書など

※被災状況により用意する物が異なります。詳しく は問い合わせてください。

免除・還付の対象となる期間 7月5日(木)~12 月31日(月)

对象者 国民健康保険·後期高齢者医療保険·介 護保険の加入者で次のいずれかに該当する人

- ①住宅が全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに 準ずる被災をした人
- ②主たる生計維持者が死亡または治療に1カ月以 上を必要とする重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者の行方が不明な人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

### 次の費用は免除・還付の対象となりません

入院・入所したときの食費や居住費、はり・きゅう・ マッサージ・整骨院などの施術費用など

高齢者福祉課(介護保険について) ☎0848・67・6240

### 被災した住宅などの解体・撤去費用を償還します

被災した住宅などの建物や災害で発生した土砂混 じりのがれきを解体・撤去した人へ、かかった費用を 償還します。

申請期限 来年2月28日(木)まで

受付場所 災害廃棄物対策チーム(市役所本庁4階)、 各支所

対 象 被災した建物や土地などの所有者で、すで に建物やがれきを解体・撤去した人(所有者から委 任を受けた人を含む)

### 対象となる費用

①半壊以上の住宅(店舗兼住宅を含む)の解体・撤去費用 ②半壊以上と認められるもので、二次災害の危険や 生活環境の保全上支障となる建物(空き家、倉庫など を含む)の解体・撤去費用

③宅地などの民有地に堆積した土砂混じりのがれき (土砂のみは除く)の撤去費用

※詳しくは問い合わせてください。

償還額 申請金額または市が定める基準で計算した 額のうち、いずれか低い額

用意する物 本人確認書類、印鑑、被災(り災)証明 書、登記事項証明書、施工前・中・後の写真、建物 の配置図、撤去などに関する書類(契約書・領収書・ 工事費用内訳書・マニフェスト・計量伝票など)

※解体の場合は、解体証明書、固定資産公課証明書 が必要。

働災害廃棄物対策チーム(☎0848・67・6157)

### ひとり親家庭等医療費受給者証・ 重度心身障害者医療費受給者証の交付要件を緩和

被災者支援のため、ひとり親家庭等医療費受給者 証、重度心身障害者医療費受給者証の交付要件を緩 和します。次の全ての条件を満たす人には、所得に 関わらず受給者証を交付します。

	ひとり親家庭等医療費受給者証	重度心身障害者医療費受給者証
条件	①平成12年4月2日以降に生まれた子を養育し、配偶者または事実上の婚姻 関係にある相手がいない ②豪雨災害で住宅が半壊以上の被害を 受けた ③所得制限により、ひとり親家庭等医 療費受給者証を持っていない	①身体障害者手帳1~3級または療育 手帳A·A·Bを持っている ②豪雨災害で住宅が半壊以上の被害を 受けた ③所得制限により、重度心身障害者医 療費受給者証を持っていない
申請期限	被災した日から1年を経過するまで	
受給者証の有効期限	被災した日から来年6月まで	
受付場所	子育て支援課(市役所本庁2階)、各支所	社会福祉課(市役所本庁1階)、各支所
用意する物	被災(り災)証明書、受給対象者の健康保険証	
	乳幼児等医療費受給者証(持っている人)	印鑑
問い合わせ先	子育て支援課(☎0848・67・6045)	社会福祉課(☎0848・67・6060)

### 被災者の生活支援や見守りを行う 地域支え合いセンターを開設

豪雨災害で被災した人の生活支援や孤立防止のための見守りなどを 行う「地域支え合いセンター」を本郷福祉センターに開設しました。

センターでは豪雨災害に関する困り事などの相談に応じる相談員が 市や県の関係部局などと連携を取り、相談者を支援します。また、応 急仮設住宅やみなし仮設住宅などを訪問し、生活上の相談に応じたり、 被災者向けの情報を提供したりします。

困り事や心配事があれば、気軽に相談してください。

※相談員は相談員証を携帯しています。

開所日時 月~金曜日(祝日を除く)9時~17時

ところ 本郷福祉センター(下北方一丁目)



▲相談員がさまざまな相談に応じます

働地域支え合いセンター(☎080・8244・0835)

# **ご支援いただいた皆さまを紹介します**

支援いただいた皆さまを順次、紹介します。(順不同・敬称略) このたびの豪雨災害では、たくさんの企業・団体・個人から温かい支援をいただいています。感謝の意を込めて、

### ●寄付金·見舞金

場職員一 会社▽三原パイロットクラブ▽日 西日本株式会社▽広島県薬業株式 原市歯科医師会▽マックスバリュ タホライゾン▽株式会社イズミ▽= 繊維工業株式会社▽株式会社デー ルビー株式会社中四国支店▽浅尾 クラブ▽株式会社エブリプラン▽カ ス株式会社▽三原浮城ライオンズ スト三原▽ANAホールディング ロータリークラブ▽国際ソロプチミ 西住建株式会社▽三原市建設協会 式会社西川ビッグオーシャン▽関 委員会▽I Love みはら実行委員会 リンバの響きメキシコ文化交流実行 学校共同研究部・生徒会執行部ママ 会有志一同▽益田市役所▽宮浦中 崎市役所▽浪江町公営団地等自治 支部▽日本共産党中央委員会▽長 会▽学校図書株式会社▽松川町役 ▽新宮ロータリークラブ▽真岡 ▽株式会社ジェイ・エス・エス▽株 団体】公益財団法人中国労働衛生協 太郎▽光安竜一▽川□博史【企業 【個人】築島求▽水□律子▽板垣慎 一同▽三原高校同窓会関西

本賃貸保証株式会社▽株式会社ジ本賃貸保証株式会社▽特式会社▽第19回 ファイアールサービスネット広島▽リ実行委員会▽宮古市役所▽東京り実行委員会▽宮古市役所▽東京の大大の公益財団法人風に立つライオル▽公益財団法人風に立つライオン基金▽フルーツ山梨農業協同組つとなるは対しまいまで、本賃貸保証株式会社▽株式会社ジ本賃貸保証を表表されていまった。

# 寄付金・見舞金の総額

点)8760万6834円(10月17日時

●支援物資

株式会社▽株式会社石垣
▽一般財団法人□ングステイ財団
▽曹洞宗大本山總持寺▽大日本印
刷株式会社▽興銀リース株式会社
別株式会社ZOZO▽ひたちなか
□ 会に表表表表の会代表表のは、マツダ株式会社

# ●給水・災害廃棄物収集などの応援

ジ地中情報株式会社広島支店▽三 神水道企業団▽宝塚市上下水道局 水道局▽寝屋川市上下水道局▽阪 市水道部▽茨木市水道部▽八尾市 山市水道局▽徳島市水道局▽高槻 下水道局▽新宮市水道事業所▽岡 水道課▽福岡市水道局▽佐賀市上 道課▽壱岐市上下水道課▽川棚町 下水道局▽佐用町上下水道課▽フ 大村市上下水道局▽松浦市上下水 市上下水道局▽佐世保市水道局▽ 水道局▽下松市上下水道局▽長崎 ▽防府市上下水道局▽周南市上下 市上下水道局▽山□市上下水道局 次市水道局▽庄原市水道局▽下関 【企業·団体】福山市上下水道局▽三 ·加古川市上下水道局>川西市上

## ●災害ボランティア

延べ1万211人(10月19日時点)

(来月号に続きます)

本庁駐車場/7月2日撮影) 本庁駐車場/7月2日撮影)

